

# くれしん長期固定型住宅ローン「フラット35」

(住宅金融支援機構証券化買取型)

令和元年10月1日現在

1. 商品名「愛称」	・くれしん長期固定型住宅ローン「フラット35」
2. ご利用いただける方	・当金庫の地区内にお住まいの方またはお勤めの方で、次の条件をすべて満たす方 お申込日現在満70歳未満の方 日本国籍を有する方または永住許可を受けているまたは特別永住者の方
3. お使いみち	・お申込ご本人またはご親族が居住するための新築住宅建設費または新築住宅もしくは中古住宅購入費およびそれに伴う諸費用
4. ご融資対象となる住宅	・住宅の床面積が、一戸建住宅の場合 : 70㎡以上 共同住宅(マンション等)の場合 : 30㎡以上 ・住宅の安全性、居住性、耐久性について住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅
5. ご融資形態	・証書貸付
6. ご融資金額	・100万円以上8,000万円以内(1万円単位) ただし、住宅建設費(購入価額)の100%以内とします
7. ご融資期間	・15年以上( )で、かつ次のいずれか短い年数 年齢が60歳以上の場合は10年以上 35年以内(1年単位) 完済時の年齢が80歳となるまでの年数( ) 80歳 - 申込時の年齢(1年未満切り上げ)
8. ご融資金利	・借入期間(21年以下、21年以上)、融資率(9割以下、9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じてご融資金利が異なります
(1)金利種類	・全期間固定金利とします 適用利率は、融資実行時の金利となります。お申込日現在の金利と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください
(2)金利の決定方法	・毎月決定いたします
(3)金利情報の入手方法	・窓口までお問い合わせください
(4)その他	
9. ご返済方法	
(1)約定返済	・毎月の元利均等または元金均等返済とします ・6ヵ月毎のボーナス返済の併用も可能です(ご融資金額の40%以内) ・お客さまの預金口座より自動振替いたします
(2)全部繰上返済	・随時可能です
(3)一部繰上返済	・約定返済日に限り可能です ・金額は100万円以上となります ・インターネットサービス「住・MyNote」利用の場合は10万円以上となります
(4)返済試算表の入手方法	・窓口でご返済額を試算いたします ・当金庫ホームページでもご返済額の試算ができます
10. 保証人	・不要です
11. 担保	・住宅金融支援機構がご融資対象物件を担保取得し、第1順位で抵当権設定登記します

12. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、住宅金融支援機構指定の団体信用生命保険にご加入（ ）いただきます 月々の「フラット35」のお支払いに団体信用生命保険の加入に必要な費用が含まれるため、年払いでの団体信特約料のお支払いは不要です</li> </ul>
13. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険期間がご融資期間以上の任意の長期火災保険にご加入いただきます</li> </ul>
14. 手数料・保証料等	
(1)取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定額型」 55,000円(消費税込み)</li> <li>「定率型」 融資額×手数料率( )(消費税込み) 手数料率は、融資実行時の手数料率となります。お申込日現在の手数料率と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください</li> </ul>
(2)繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要です</li> </ul>
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時30分、電話：0120-32-8883）にお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：033595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。</li> <li>本商品は、住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用しております。お申込人へのご融資と同時にその住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買取りいたしますが、お申込人のご返済や各種手続きは、すべて当金庫が行います。</li> </ul>

くれしん長期固定型住宅ローン「フラット35」

